

島原地域広域市町村圏組合

令和2年度 家族介護教室受託事業所募集要領

島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）では、令和2年度に実施する家族介護教室の受託事業所を下記のとおり募集します。

1. 趣旨

この要領は、島原市、雲仙市及び南島原市（以下「構成市」という。）の家族介護教室を受託する事業所を選定するために実施する受託事業所の募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

2. 募集対象

構成市内に所在する法人又は団体で、委託事業を的確に遂行するにたる能力を有する者とする。

3. 事業の目的

要介護高齢者等を介護する家族等に対し、要介護高齢者の状態の維持・改善を図るため、適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得させること等を内容とした教室を開催することにより、要介護高齢者等及びその家族の介護を支援することを目的とする。

4. 事業の内容

島原地域広域市町村圏組合地域支援事業実施要綱別表第2 に該当するもの。

- (1) 寝たきりや認知症予防についての講話
- (2) 介護方法についての講話
- (3) 介護者の健康づくりについての講話
- (4) 介護技術の講習
- (5) 介護に関する相談
- (6) 介護サービスの利用方法
- (7) その他介護に関する手段

時間：1教室およそ2時間程度 定員：10～30名程度

注意：教室参加者が10名未満の場合は、教室が実施できませんのでご了承ください。

5. 実施場所

島原半島内（なるべく公共施設を使用すること。）

6. 教室従事者

教室実施担当者は、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、介護福祉士等の介護知識・技術が認められる者。

7. 実施期間

令和2年6月～令和3年3月

8. 開催予定教室数

全22教室（島原市：7教室、雲仙市：7教室、南島原市：8教室）

日常生活圏域ごとに1教室開催予定

応募者多数（1つの日常生活圏域で重複等）の場合は、別途調整するものとする。

9. 委託単価

委託単価	摘要
40,000円 (消費税等含む)	1教室あたり

委託単価には、人件費、傷害保険料、消耗品費、印刷費、通信運搬費、会場使用料、教材費等教室実施に係る全ての経費を含む。

委託料は教室終了後に事業報告とともに組合に請求するものとし、組合は正当な請求のあった日から起算して30日以内に事業者に直接委託料を支払うものとする。

10. 応募の留意事項

- (1) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募書類を無効とする。
- (3) 提出された応募書類は返却しない。

11. 応募申込み

令和2年度家族介護教室応募申込書に記入し提出すること。

・ **応募申込書の提出期限：令和2年4月27日(月)正午まで【必着】**

・ 応募申込書の提出先 : 「14. 問い合わせ先」と同じ

12. 応募後の流れと受託事業所選定方法

組合が後日指示する期限までに、事業所は要領及び仕様書に沿った教室内容を計画し、企画書を組合へ提出する。

企画書は1地区ごとに作成するものとする。

組合が企画書を受領し、必要に応じてヒアリングまたは実地調査を行なう。

申込多数の場合は企画書等の審査により決定する。

組合が事業の目的を達成できないと判断した事業者については、委託契約候補事業者として選定しない。

組合が選定結果を応募事業者に通知し、委託契約を結ぶ。

13. 決定後の参加者募集

教室参加者の募集は受託事業所が行うものとし、募集にあたり周知を行う際は、島原地域広域市町村圏組合からの受託事業である旨が分かるようにすること。

14. 問い合わせ先

〒859-1492

長崎県島原市有明町大三東戊 1327 島原市役所有明庁舎 3階

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

TEL (0957) 61-9102 FAX (0957) 61-9104

E-mail : chiikishien@shimabara-area.net